

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和4年度職員健康管理システム改修業務
発 注 課	総) 職員部職員健康管理課
選 定 事 業 者	株式会社HBA
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本件は、令和元年度に再構築を行った札幌市職員健康管理システムについて、システムの設計や運用保守の状況を熟知した上で必要な改修を行う業務である。</p> <p>本件システムの改修を行うにあたっては、システム全体の整合性を保ち、正常稼働が保証されなければ、職員の健康管理事務に重大な支障をきたす恐れがあるものである。したがって、本件業務の履行にあたっては、本件システムを熟知している者以外は非常に困難である。</p> <p>特定者は、職員健康管理システムの設計開発事業者かつ運用保守事業者であり、当該システムについて唯一熟知した事業者である。</p> <p>本件改修業務は運用保守に係る役務とも密接に関連する業務であり、特定者に業務を実施させた場合、履行品質の確保、期間の短縮、経費の節減が確保できる等、競争に付するよりも有利と認められる。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、本件は特定者以外が業務を履行することが適当ではないと判断されることから、特定随意契約とし、特定者を契約の相手方として指名する。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
決 定 日	令和4年3月9日